

議案第 32 号 三鷹市特定個人保護条例の一部を改正する条例

議案第 33 号 三鷹市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

関連しますので、一括で質問します。

Q1 この2件の条例改正は、「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法の一部改正により、改正されるものです。そもそも「デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備のための法律」(デジタル社会形成整備法)が、3月に成立し、その一括で改正された60あまりの法律の中にマイナンバー法もあったためです。マイナンバー法の改正の主だった内容についてご説明ください。

Q2 議案第32号は、情報提供ネットワークシステム(LGWAN)の所管が総務大臣から内閣総理大臣へと変更されたことに伴い、規定を整備するものと説明されています。すなわち、総務省の管轄から内閣府デジタル庁の管轄になったということですが、そのことの意味はどのようにとらえるものでしょうか。

Q3 今回のマイナンバー法改正により、具体的な市の事務などについての変更・影響はあるのでしょうか。また、個人情報がどのように使われたのかの開示請求等に関して、変更はあるのでしょうか。個人情報が本人の同意なくして、転用・利用されていく可能性はないのでしょうか。

Q4 デジタル社会形成整備法に伴う改正による、市における改正が必要な条例は、今回の2件だという理解でよいですか。規則、要綱、要領等での改正は行われているものがありますか。あればご説明ください。

再質問

QQ1 今回のマイナンバー法改正により、住民情報を管理する地方公共団体情報システム機構 J-LIS が、マイナンバーカードの発行主体として明確に位置付けられ、かつ主務大臣が実績評価や財源措置をすることとされました。この主務大臣も内閣総理大臣となるという事でしょうか。

QQ2 このことは、住民基本台帳ネットワークの設置時に、地方公共団体の共同の分散分権システムで管理するとした方針に反するのではないのでしょうか。住民の個人情報にはきちんと守られるのか、再質問します。

討論

今回の条例改正は、デジタル社会形成整備法により、60 余りの法律を一括して改正されたことによるものです。その中にあるマイナンバー法の改正で、地方公共団体情報システム機構 J-LIS が、マイナンバーカードの発行主体として明確に位置付けられ、かつ主務大臣である内閣総理大臣が、実績評価や財源措置をすることとされました。J-LIS 法の改正で主務大臣が理事長の任免の認可、代表者会議の委員となることも規定されました。

L-LIS 創設時に国は、住民基本台帳ネットワークを設置するが、地方公共団体共同の分散分権的システムで管理し、国が一元管理するものではないとされてきました。しかし、今回の改正は、国が地方公共団体と共同管理するとしつつも、事業目標の設置や、改善措置命令、違反した場合の理事長の解任など、地方公共団体より強い権限を持たせ、事実上の国が管理する組織としています。その上さらに、所管を総務省から内閣府へ移す。すなわち、内閣総理大臣に権限を集中させるものです。

これは、住民基本台帳や特定個人情報などのすべての国民の個人情報を、国家の管理統制下に置くものです。

勝手に番号をつけて本人同意もなく行政機関等が個人情報を利用するマイナンバー制度は、憲法で保障されたプライバシー権を侵害するものです。個人情報の収集・利用・提供は本人の同意による個人の自己情報コントロール権は世界の常識であるにもかかわらず、国はそれを認めようとしません。日本は、この法改正によって世界の中で人権後進国となっています。

デジタル社会形成整備法そのものが、これ以外にも様々な問題をはらみ、私たちはこの成立に反対してきました。基本的人権にかかわる問題であり、効率や利便性などを口実にしてはならない。条例改正の元となる法改正そのものに反対であるので、本議案に反対する。